

専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

次のとおり専決処分事項の指定についての一部を改正することについて議決を求める。

専決処分事項の指定について（昭和54年第105号議決）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決することができる。 (1)～(3)（略） (4) <u>地方自治法第243条の2</u> の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除しようとする場合において当該賠償責任の金額が1.0万円以下のものを免除すること。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決することができる。 (1)～(3)（略） (4) <u>地方自治法第243条の2</u> の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除しようとする場合において当該賠償責任の金額が1.0万円以下のものを免除すること。

令和6年3月21日提出

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員